

道路の占用について

道路はみんなのものです

問合せ 土木課管理係

道路は、一般の自由な通行を本来の目的とするものですが、通行の用以外にもライフラインとなる上下水道管、ガス管、電柱、電線などの施設が設けられています。

「道路占用」とは、通行の目的以外に道路の地上、地下または上空に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用することをいいます。

道路を占用することは、多少なりとも通行の支障になることから、道路管理者の許可が必要になります。

市が道路法に基づき管理する道路を占用する場合は、市道の道路管理者である市長の許可を受ける必要があります。例えば、工事用の足場や仮囲いなども対象となりますので、道路占用の申請を行ってください。

道路占用の申請書類は、市ホームページから入手できます。なお、占用に際しては「碧南市道路占用料条例」に基づいた占用料を徴収します。

納期限のお知らせ

問合せ 税務課管理係

6月30日(木)は市県民税（普通徴収）第1期の納期限です。納付場所は、納付書裏面に記載された金融機関、コンビニエンスストアです。納付書を紛失した場合は税務課窓口で再発行します。

納税のこよみ

納期限	税金の種類
6月30日(木)	市県民税（普通徴収）第1期
8月1日(月)	固定資産税・都市計画税第2期 国民健康保険税第1期
8月31日(水)	市県民税（普通徴収）第2期 国民健康保険税第2期
9月30日(金)	国民健康保険税第3期
10月31日(月)	市県民税（普通徴収）第3期 国民健康保険税第4期
11月30日(水)	国民健康保険税第5期
12月26日(月)	固定資産税・都市計画税第3期 国民健康保険税第6期
平成29年 1月31日(火)	市県民税（普通徴収）第4期 国民健康保険税第7期
2月28日(火)	固定資産税・都市計画税第4期 国民健康保険税第8期

陸・海・空合同

衣浦港消防防災訓練



消防車、船舶、ヘリコプターが参加して、海上で発生した災害を想定した訓練を実施します。

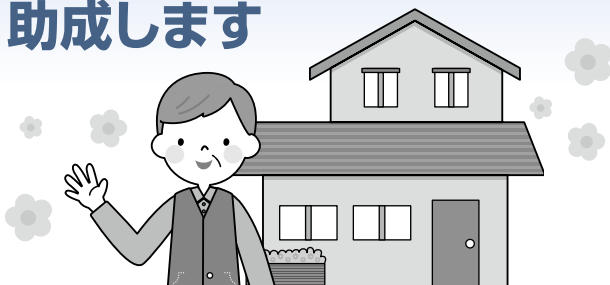
とき 7月12日(火) 10時～（少雨決行）

ところ 衣浦港中央ふ頭東2号・3号岸壁およびその周辺海域

問合せ 衣浦東部広域連合消防局消防課

☎(63)0134

身体障害者住宅改善費を助成します



身体障害者が居住する住宅の居室などの安全確保のために、必要な改善費用を助成します。

対象 65歳未満の在宅で、次のすべてに該当する人

- ・介護保険法の要介護または要支援認定を受けていない人
- ・身体障害者手帳を持ち、視覚または下肢機能などの障害が1～3級の人または難病患者であり、同程度の障害がある人

補助対象 手すりの取付け、段差の解消、洋式便器への取替えなど

補助額 原則改善に要した額の9割相当額

補助限度額 市民税課税世帯の人 27万円、市民税非課税世帯の人 45万円

申込み 工事前に福祉課社会福祉係